

ガソリンを携行缶で購入される皆様へ

令和2年2月1日よりガソリンの適正な使用を徹底するため、ガソリンを携行缶で購入される方に対して、

消防法で① **本人確認**（運転免許証の提示など）

② **使用目的の確認**を行うとともに、

販売記録を作成することが義務付けられています。

※セルフ式ガソリンスタンドにおいても同様です。



皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先

静岡市消防局消防部予防課 054-280-0191
静岡市島田消防署予防係 0547-37-0119

